

自治大学校からの情報発信vol.30

○自治体行政の視点

自治体DXとデジタル人材育成について

総務省地域情報化アドバイザー 高村 弘史

○自治大学校における研修講義の紹介（第1部課程第139期）

「住民論」と「議会論」

東京大学法学部・大学院法学政治研究科教授 金井 利之

○自治大卒業生の声

第2部課程第198期 愛知県東海市 稲葉 誠博

○マネジメントコース研修生のつぶやき

令和5年3月

自治大学校

自治体 DX とデジタル人材育成について

総務省地域情報化アドバイザー 高村 弘史

編集者注：本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいたものです。

1. はじめに

令和3年12月、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタルガバメント実行計画が策定され、この実行計画として自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画が示された。

自治体DX推進計画は、6つの重点取り組み事項として、①自治体の情報システムの標準化・共通化②マイナンバーカードの普及促進③自治体の行政手続きのオンライン化④自治体のAI・RPAの利用推進⑤テレワークの推進⑥セキュリティ対策の徹底が示され、あわせて取り組むべき事項として①地域社会のデジタル化②デジタルデバイス対策も示された。

さらに、自治体DX推進計画は令和4年9月にデジタルガバメント実行計画の廃案とともに、デジタル社会を実現するための重点計画に基づきリニューアルされたが¹、基本的な考え方はそのまま踏襲されている。

さて、このようにデジタル化が進展していく中で、デジタル人材の必要性がより重視されるようになってきた。本論ではデジタル人材の育成の視点から、筆を進めて行きたいと考える。

2. デジタル人材とは何か

そもそもデジタル人材とは何か？ICT人材と何が違うのか？これについては様々な意見があるが、筆者が考える人材の違いについて、まずは私見を述べたいと思う。

まずは、デジタルという言葉の対極にはアナログという概念がある。アナログとは、「連続的なデータを目に見える量で表したもの」デジタルとは「連続的なデータを段階的に切り取ったもの」という解説を見たが²この考え方に沿ってみよう。

アナログとは途切れない、明確に境界線を分けない、つまり数値で区切ることができない定性的な表現であるというのが近いと思う。例えば疲れたとか、今日は長時間頑張ったとかというのがアナログで、具体的に何時間何の作業をしたのかと問うのがデジタルと考えられる。

そうするとデジタル人材というのは、自分のやっている業務や行動を具体的に区切る、例えば数値で示すことができる能力を持つ人材ということが言えるように思う。

3. デジタル人材とICT³人材の違い

ではデジタル人材とICT人材は何が違うのだろうか。私が考える違いは、「システム仕様の意思決定ができるかどうか」にかかると思う。

ICT人材とは、業務に対して、より便利に効率的に技術を活用したり、サポートすること

¹https://www.soumu.go.jp/main_content/000835260.pdf

² <https://bizx.chatwork.com/digitalization/analog/>

³ Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/ict/index.html>

ができたりする能力を持つと考える。

私が今まで自治体の支援をしたとき、情報政策(管理)部門の悩みでよくあるものの一つは、「業務主管課がシステム改革に積極的に動かない、意識が低い」というものであった。

しかし業務主管課に言わせれば、そこは「情報政策(管理)部門の仕事であって、我々は協力をしてあげている。前と同じであればなにも文句は言わない」という感覚に近い。

そうすると、何が困るか?業務環境の変化に即した新たなシステム仕様を決める人がいないのである。

デジタル人材とはこういったときにけん引できる人材であってほしい。それが従来のICT人材との違いであってほしいと思う。

しかしこれが難しい。ここには自治体業務システムにおける問題点が大きく影響していると思う。

4. 自治体業務システムにおける問題点

私が考える問題点は以下の3点である。

- ① 現状業務の維持のための最低限の人数しか配置されていないことが多く、ルーチン業務以外の対応をするための人的余力がない
- ② 定期的な異動があるが、引継ぎ文書が不十分であり、かつ短期間の異動のため、異動先において体で仕事を覚えることになり、過去の経緯がわからない
- ③ ベンダーのパッケージを使っているが、仕様についての経緯がわからないため、出力されたものを「都度修正」するなどその場対応で業務を回している

その「都度修正」は、ベンダーに依存せざるを得ず、ベンダーのリソースが不足すると、システムの対応が困難になるということが言える。

現在の自治体DX推進、特に標準化対応は、1800弱の自治体が同時期に移行するものである。

ベンダーの負荷は大きく、標準化対応に対して人的リソースの配分に苦慮することは多いはずであるし、撤退する事業者もあるだろう。

職員の人的負担もますます大きくなる。

5. その都度修正のメカニズム

「都度修正」の原因となるのは現在の仕様の経緯が分からないことが大きい。

十分な引継ぎができていないと、動いているプログラムで何のために作られたのかわからないものが出てくる。データも同じだ。わからないものは、下手に削れない。結局そのまま維持し、手段は問わず、更新前のシステムと同じアウトプットが出ることを要求する。

放置されたプログラムやデータが積み重なり、システムは肥大化し、運用コストがあがり、他のベンダーのパッケージにそのまま移行することが困難になる。なぜなら移行するには、わざわざ不要かもしれない機能やデータまで追加していかないと不安だからだ。結果、移行コストも高止まりする。

6. 自治体業務システムの標準化

国が進めている標準化の取り組みは、共通の仕様部分を定め、他を禁止することで不要なプログラムやデータを廃するものである。

これは、知識のない人の業務判断の迷いを助け、標準仕様を適用することで、職員負荷やベンダー負荷の軽減を図ることが期待される。

しかしここで全国と地域特性の違いが課題になる。

標準化を進めると同時に、地域のもつ特性、固有事情を活かす必要もあるため、一律に国が標準を定めることは困難であり、地域固有のオプションも設定する必要がある。

しかしこの決め事は、業務そのもの、あるいは自治としての政策そのものである場合、関係者間の、さらに、自治体クラウドを有効に活用していくためには、団体間でのすり合わせが必

要になってくる。

例えば固定資産税の演算がある。これは全国共通の計算方法を使い、考え方は同じであるが、合わなくなることが多い。

計算方法は同じでも、システムによって小数点以下の桁数はそれぞれ団体ごと違うなど違いがある。税額の変更は住民に対する明確な説明が必要であり、評価替え時期にしっかりした対応が必要であり、過去の経緯と合わせ、軽々しくできるものではない。

団体規模の特性もある。たとえば扱うデータ量についていえば、大量のデータを即時に処理することは困難であり、通常はバッチと呼ばれるまとまった処理を夜間などの時間帯に行う。これは、それぞれの自治体によってやり方が異なる。

他団体のバッチそのものをコピーしてすぐに使うことはできない、必然的に大規模自治体のシステムの更新は長期間を要することになる。

7. 地域情報プラットフォーム。

ここで紹介したいのは「地域情報プラットフォーム」⁴である。(図1)これは総務省の施策に沿って、一般財団法人全国地域情報化推進協会が維持管理をしている自治体情報連携の標準モデルである。

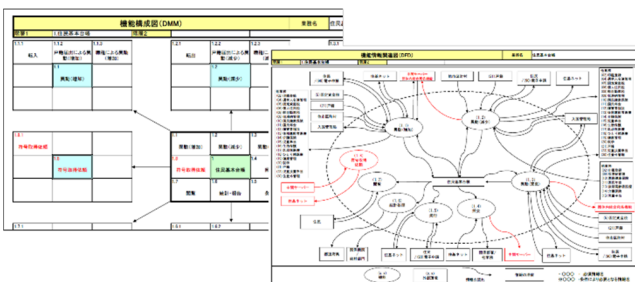


図1 地域情報プラットフォーム

ここには業務の視点と技術の視点によるモデルが基幹システム 26 業務において定められて

おり、そのモデルは主要ベンダーや自治体会員の合意形成で進められ、平成 18 年から毎年更新しているものである。

20 の自治体標準システムはこのモデルをベースにしているが、長年にわたり関係者間の合意形成を継続し、維持し続けているという事実は驚くべきことであり、ここに解決のヒントがあるように思う。

8. デジタル人材のあり方と育て方

結論としてデジタル人材は何をすべき人であり、どう育てるべきなのか。

デジタル人材はシステム仕様の意思決定ができる能力を持つとした。しかし業務知識を基にした根拠がなければできない。ということは関係者間の合意のもと、業務知識を整理し、明確に経緯や意図を残し、委託範囲を明確に区切って示すことができる、あるいは環境をけん引できる人材ということではないだろうか。しかも粘り強く。

実はそういった考え方を支援するものは昔から存在する。それはEA⁵やITIL⁶と言われる業務知識の再利用を目指したフレームワークである。

自治体大学特別講座自治体CIO 育成研修では、EA手法を用いた業務分析や業務改善の講座を長年行ってきている。(図2)

⁴ [://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html)

⁵ Enterprise Architecture
日本では全体最適化と訳される

⁶ Information Technology Infrastructure Library
システム運用におけるベストプラクティスを体系化したもの

令和4年度自治体CIO育成研修
『全体最適化と調達・運用設計編』集合研修カリキュラム

時限	時間	11/14 (月)	11/15 (火)	11/16 (水)	11/17 (木)	11/18 (金)
1	9:25 ～ 10:35	1-1 ■あいさつ(APPLIC) ■研修の概要	2-1 ■【変更】全体最適化と標準化対応工程 【講義】	3-1 ■特定個人情報安全管理措置と標準システム導入の整理【講義】	4-1 ■標準手順書と業務主管課・ベンダー作業の整理【講義】	■研修振り返り ■事後研修準備
2	10:50 ～ 12:00	1-2 ■自治体DXなど新たなデジタル化への対応【講義】	2-2 ■デジタル化と運用保守【講義】	3-2 ■特定個人情報取扱規定の見直し概要【講義】	4-2 ■デジタル化マップ1業務機能分析【講義】	■修了式
昼食						
3	13:00 ～ 14:10	1-3 ■全体最適化と標準化と【演習1】 問題課題整理	2-3 ■調達プロセス設計【演習2】 WBSの作成	3-3 ■特定個人情報取扱規定の見直し手順1業務フロー作成【演習4】	4-3 ■デジタル化マップ2機能情報関連図作成【演習7】	
4	14:25 ～ 15:35	1-4 ■全体最適化と標準化とは問題課題整理	2-4 ■調達管理【演習3】 EVMの作成	3-4 ■特定個人情報取扱規定の見直し手順2情報資産の整理【演習5】	4-4 ■【演習7続き】	
5	15:50 ～ 17:00	1-5 ■引き続き作業【演習1続き】	2-5 ■【演習3続き】	3-5 ■引き続き作業【演習5】	4-5 ■リスク評価表の作成【演習8】	
6	17:15 ～ 18:15	1-6 総務省 地域通信振興課	2-6 国機関講演2	3-6 ■有識者・学識経験者等【講義】	4-6 国機関講演3	

図2 自治体CIO育成研修全体最適化編カリキュラム
(総務省自治体大学特別講座)

この研修の手法を活かして、実際にDX対応に活用している団体もある(図3)。

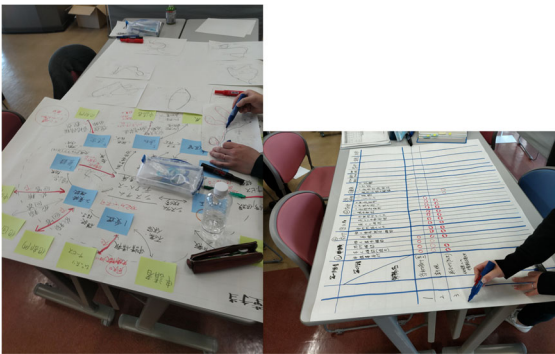


図3 EA手法によるデジタル範囲の検討
(静岡県湖西市)

米国にも自治体CIO育成研修と類似のものがある、EA人材に対しトレーニングと資格認定をしているものである(図4)。



図4 FEAC

<https://www.feac institute.org/feac-about/who-we-are>

9. サポートするシステムの必要性

私がこれらにかかわった2006年ころは、紙が主体でこういったことを進めてきていた。

業務担当者は時間的な余裕がほとんどない。

その結果、課題の多いものとなった思いがある。その反省からも、サポートするシステムも重要だと考えている。

昔ながらのフレームワークと、AIやノーコードツールなどの新しいデジタル技術を組み合わせ、使いこなすデジタル人材が活躍することで、デジタル社会を切り開く未来も見えてくるだろう。

著者略歴

総務省地域情報化アドバイザー
高村 弘史 (たかむら こおし)

(株)日本コンサルタントグループ入社、
平成11年経済産業省 ITSSP
平成18年総務省行政管理局電子政府構築支援室スタッフ
「業務・システム最適化指針」
平成18年～令和4年「自治体CIO育成研修」講師
平成20年～24年 吹田市CIO補佐業務受託
平成25年～26年 三重県CIO補佐業務受託
令和2年～ 総務省地域情報化アドバイザー
令和3年～ 八王子市非常勤特別職デジタル推進専門官
令和5年3月同社退職、パートナー委嘱予定
令和5年(株)デジタル人材開発サポート設立予定

「住民論」と「議会論」

東京大学法学部・大学院法学政治研究科教授 金井 利之

編集者注：本稿は、自治大学校で令和5年1月13日（金）に行われた第1部課程第139期における研修講義の内容を整理したものです。

はじめに

自治体行政職員にとって、極めて重要な「他者」が、住民と議員である。この講義は、住民と議員について、論じるものである。

もちろん、最大の「他者」は首長なのであり、首長論も重要なテーマではあると考える。この点は、別に講義する機会があっても不思議ではない。自治大学校の研修の他の講義で、首長がどのように論じられているのかは判らない。

1. 住民の3側面

行政から見た場合、住民には3側面がある。その用語はこなれないのではあるが、「市民住民」「対象住民」「公務住民」の3側面である。

市民住民とは、行政に対して方向付けを行う立場の住民である。英語のシティズンの直訳である。「市民」と表記することもできるが、一般に、日本語で市民というと、「〇〇市の住民」という意味になってしまうので、あまり適切ではない。また、「公民」という用語が、例えば、中学校の授業科目や、公民権や公民館というかたちで存在する。他方で、日本語の伝統では、「公地公民」というように、国家（律令国家では天皇政権）に掌握される被支配資源＝労働力を意味する面もあるので、いささか具合が悪い。ということで、こなれないが「市民住民」と命名している。市民住民は、行政にとっては正統な主人である。

対象住民とは、行政の活動の対象となる住民である。行政法的には「私人」と呼ばれることがある。行政の対象には、動物や自然環境や建

造環境などもあるので、対象住民ではない対象も多い。例えば、災害対策のために堤防工事をするが、行政対象は河川という物（公物）である。とはいえ、災害対策のためになぜ河川工事あるいは河川管理をするのかといえば、そこには人間としての対象住民がいるからである。その意味では、行政の対象は究極的には対象住民である。

公務住民とは、これまたこなれない日本語ではあるが、行政職員（一般職公務員）と同じような作用をする住民ということである。要するに、実質的には行政機能を担う住民である。具体的にはなかなかわかりにくいのであるが、例えば、常備消防に対する消防団である。

公共的活動を行う住民ということもできよう。自治会・町内会なども、例えば、広報誌の回覧や、ゴミ集積場の管理運営、地域防災の担い手、高齢者の看守りなど、自治体行政と類似の仕事をすることがあるので、公務住民の典型である。

2. 公務住民への期待の限界

公務住民の存在は、必ずしも明確ではない。住民の自然な活動が公共的な機能を担っていても、それが自動調節されているのであれば、行政が特に何をする必要もない。むしろ、公務住民の公共的活動が何らかの形で不調を来すときに、行政職員による活動が求められるときに、失われた公務住民の存在が見えてくる。

例えば、人々が就職活動をして就職することができれば、それは民間市場経済の自動調節で就労自立サービスが満たされていることになる。しかし、このような民間市場経済で就職できないときには、就労支援サービスを行政が行うことが求められる。あるいは、行政が失業対策事業として直接に雇用することがある。このよう

に振り返ってみれば、民間市場経済では、就労自立サービスを提供しているのが民間市場経済には公共的な機能がある。要するに、民間市場経済に関わる様々なアクター、企業や労働者や就職仲介業者は、全体として公共的機能を担う公務住民なのである。しかし、通常は、これらが公務住民として認識されることはない。

公務住民が認識されるようになるのは、行政による就労支援サービスが不調を来すときである。行政に限界があるため、民間の様々なアクターに就労支援サービスを期待することになる。このような就労支援サービスを期待されるのが公務住民である。行政が弱体化すると、公務住民が認識されるようになる。

しかし、公務住民に対する行政の期待は、根本的な矛盾がある。なぜならば、公務住民が期待されるのは、民間が不調であるゆえに行政への期待が前提になっている。しかし、その期待に行政が応えられないときに、行政が機能を民間に転嫁する期待が発生する。これが公務住民である。とはいえ、この状態は、元々は民間が不調であることが前提になっている。つまり、民間の不調なときに、民間に期待するという公務住民は、基本的には限界があるのである。

3. 市民住民と対象住民の乖離

民主主義体制とは、統治者と被治者の同一性が重要である。自治体の観点からすれば、対象住民＝被治者と市民住民＝統治者の一致が重要である。

市民住民を有権者・選挙人に限定するのであれば、市民住民と対象住民の乖離は制度的に想定されている。というのは、住民票を持つ未成年や外国人は、自治体の対象住民ではあるが、市民住民ではない。

さらに、自治体の対象住民には、住民票を持つ人以外の様々な人がいる。例えば、通勤・通学で日中にいる人々は、対象住民ではあるが、有権者・選挙人ではない。これは、例えば、災害時に大きな問題になる。自治体は有権者・選

挙人を市民住民とするならば、その視点に立って災害対策を行う。しかし、日中に災害が起これば、大量の被災者が発生する。にもかかわらず、市民住民目線で災害対策を構築すれば、通勤などの来街者には速やかな帰宅を促すことになり、避難所などを用意することは軽視される。帰宅困難者の大量発生に備えれば、速やかな帰宅を実現することが重要になる。ところが、現実には被災した人の観点からすれば、被災地で対象住民になるはずである。ならば、自治体の災害対策は、有権者や住民登録のある住民の視点だけではなく、来街者を含めた人々が市民住民として、自治体をコントロールすべきだとなる。

対象住民と市民住民の乖離への対処のためには、対象住民を広く市民住民と位置づけることである。第1は、有権者の範囲を可能な限り拡大することである。未成年・外国人や通勤者などを有権者とするのである。第2は、有権者ではないとしても、市民住民として自治体への正統な統制手段を持つことである。市民住民となるには、選挙以外にも、世論調査、意見照会、意見交換など、様々な意見反映の回路は有り得るからである。

4. 議員不信の悪循環構造

市民住民が自治体をコントロールするための代表が議員である。市民住民は、有権者・選挙人として議員選挙を行う。さらに、日常的に、選挙ではない形でも、影響を与えることができる。しかし、現実には存在しているのは議員不信である。

議員不信は再生産・悪循環構造にある。再生産構造とは、XからYが生まれるだけでなく、そのXはYから生まれるため、XもYも、原因であり結果でもある構造である。Xが原因でYが結果であるならば、YをなくすためにはXをなくせば良い。しかし、XがYから生み出される以上、Yが存在する限りXが消えない。つまり、再生産構造にある場合、そこから逃れることが難しいのである。

議員不信が住民にあれば、住民は「議員は多すぎる、議員報酬が高すぎる」と感じる。そのために、議員定数を削減し、議員報酬を抑制する。その結果、他の条件が等しければ、議員の活動量が低下する。議員の活動が減少すれば、住民からすると議員の仕事ぶりが見えにくくなる。こうなると、「議員は何をしているのか？役になっていない、無駄だ」という議員不信に戻る。このような悪循環構造から抜け出すことは困難なのである。

さらにいえば、このような議員不信の悪循環構造は、関係者にとっても都合が良い。例えば、国の議員・官僚にとって、自治体議員への不信が高い方が、国への期待を高める。自治体の首長や行政職員にとっても、自治体議員が信頼されていないことは、反射的に首長や行政職員への期待を高める。

そして、住民自身にとっても、議員不信があった方が、何か問題があったときに「議員がだらしがないからだ」と責任転嫁できる。議員が信頼できる存在であれば、問題が発生したときには、不満の持って行きようがない。実際、議員を選出しているのは住民なのだから、最後は住民の自己責任という見方も有り得る。

5. 議員のなり手不足

現実の問題になっているのは、議員不信そのものより、議員のなり手不足である。議員への不信があるからなり手不足になっているという見解は有り得るが、不信がない職でもなり手不足は有り得る。むしろ、なり手不足は広く見られる現象である。

例えば、町内会・自治会の役員、民生委員・消防団員のような公的役職などである。実は、町村長自体もなり手不足であった。平成の大合併が進行したのは、全国的ななり手不足・後継者難が背景である。もし、町村長になりたいという人が多ければ、町村合併に頑強に抵抗したであろうし、実際、自立路線を選んだ町村もある。しかし、後継者がいない町村の場合、合併

するのが最も望ましい。合併しなければ、現職町村長は辞めるに辞められず、進退が窮まる。合併してしまえば、安心して隠居できる。

なり手不足が生じる理由として、待遇が悪いことが考えられる。しかし、多少の待遇改善ではなり手が増えるようには思われぬ。かといって、なり手が増えるくらいの莫大な金額を議員に提供することは、およそ非現実的である。また、議員の仕事の負担の大きさから、なり手不足が起きているのかもしれない。しかし、議員の人数を増やして分担ができるようになって、仕事が減るように思われぬ。議員の仕事は、質的なものである所以で人数を増やして分担できるものでもなく、また、ある意味で無限だからである。さらに、仕事の負担に比して、期待や感謝や顕彰や尊敬が足りないという見方もあり得よう。しかし、議員不信の構造からすれば、議員に対する評価が高まる見込みはない。

国の第33次地方制度調査会では、議員の多様性の乏しさが、住民からの関心や魅力を低下させて、ひいては、なり手不足になっているという見立てをしている。議員は男性高年が中心であるため、そのような場所に中若年や女性が参画する気が起きない。実際、あえて入ったとしても、違和感を感じるだけであるし、「わきまえない」として排除されるだけである。それゆえ、一向に中若年や女性は増えない。実は、このような多様性のなさも再生産構造がある。多様性がないから、多様性がない状態が生み出されるわけである。このように見れば、多様性のなさに着目しても、なり手不足を解消する方策は見えてこないのである。

著者略歴

東京大学法学部・大学院法学政治研究科教授
金井 利之（かない としゆき）

東京大学法学部卒業後、東京大学法学部助手、東京都立大学法学部助教授、オランダ国立ライデン大学社会科学部客員研究員、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て現職。

自治大卒業生の声

自治大学校卒業生（第2部課程第198期）

愛知県東海市 稲葉 誠博

編集者注：本稿は、自治大学校における研修の特長などについて、自治大学校の卒業生が記したものです。

1 はじめに

私は、令和4年10月28日から基本法制研修B第9期、11月21日から令和5年1月19日まで第2部課程第198期の研修を受講しました。

派遣元の東海市は、愛知県の西部、知多半島の西北端に位置し、中部圏最大の鉄鋼基地のある「鉄鋼のまち」として発展してきた人口約11万4千人の都市です。今後の社会課題を捉えた取組みとして、地域コミュニティを主体としたまちづくりや地域資源をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

2 研修参加への決意

入庁以来、私は土木課や都市計画課に配属され、まちづくりに関わる業務に従事しており、地方自治制度や公務員制度とは関わりの低い部署で仕事をしてきました。そのため、今回の研修参加は、まちづくりに必要な政策形成能力、行政経営能力、自分自身や仲間を守るための知識を習得する機会ととらえ、研修への参加を決めました。

3 研修概要

(1)基本法制研修B第9期

基本法制研修Bは、自治体職員として習得しておくべき行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度及び地方財政制度を講義形式で学ぶものでした。各講義では、効果測定が実施されるため、講義の内容の理解に努める訳ではありませんでしたが、講師の方からは過去のご自身の経験について、当時の苦労

話などを含めてお話を頂きました。特に、戦後の日本において、どのように地方自治制度が創設されてきたかの話などは、今の業務では知り得る事のない話題であったため、記憶に残る講義となりました。

(2)第2部課程第198期

第2部課程は、講義課目と演習課目で構成されていました。講義課目では、各分野で活躍している著名な方々が講師として登壇し、幅広い分野の知見の必要性を認識することができました。演習課目では、講師養成課目、事例演習、政策立案演習をグループに分かれて、自主的に議論を進めていくものでした。特に、政策立案演習では、6人のグループメンバーで、愛知県蒲郡市の西浦地区をモデル地区とし、「地方都市における関係人口の活用について～地元団体の育成を通じたまちの再生～」をテーマに、それぞれ立場や境遇の異なる6人が、西浦地区の成り立ち、現状分析、事例収集、目指すべき姿、必要となる施策、その効果などを、議論を重ねながら、提言をまとめることができました。答えのない中、粘り強く考え、自分ならどうするかを考える経験ができたのは、非常に良い経験になりました。

4 研修生活

(1)寮生活

研修期間中は、自治大学校の寮で集団生活を送ることになりますが、憩いの場となるのが、各フロアにある談話室です。談話室には、派遣元や各県人会からの支援物資・差し入れが多く届きました。私のフロアでは、「全国うまいものフェア」と名を打ち、北海道から沖縄までの各地の銘品・お酒を堪能

しながら、夜な夜な、所属自治体のこと、自分自身のこと、悩み事を語り、親睦を深めました。

(2)自治会活動

全国から集まった研修生は、研修期間中の交流や卒業後のネットワーク形成を含め、多くの研修生と交流することを楽しみに参加していました。一方で、新型コロナウイルス感染症対策として、集団行動に対する制限・制約は、自治大学校の研修生活においても同じでした。私たちの期では、集まらずに交流を深める事業として、研修期間中の約1か月を大会期間とする「ウォーキング大会」を開催しました。このウォーキング大会は、各自のスマートフォンの万歩計アプリを活用し、期間中の歩数を入力しながら、各フロア、各個人で競い合いました。各フロアで歩数を増やす取組みとして、グループでのジョギングや散歩の実施、立川の駅前まで歩いて出かけるなど、ウォーキングをしながら研修生と話をする機会が増えました。期間中に約90万歩を歩いた方もいれば、マイペースに歩を重ねた方もいて、長い研修生活において、各自が健康管理に目を向けることができ、ウォーキング大会の結果を大教室にて表彰式として実施することができました。

(3)知識を深める活動

長い研修期間、週末の過ごし方も週末毎に異なりました。私は、フロアのメンバーで旅行に行く週もあれば、関東近郊で働く故郷の仲間と交流を深める週もあれば、一人、街歩きをする週もありました。最後の週末、私の人生において最も疎遠な分野であり、このような機会がなければ訪れる事がないと思い、東京国立博物館を訪れました。何気なく訪れた博物館には、「日本沿海輿地図」が展示されていました。江戸末期の日本を形作る全国の小さな自治体の名前が海岸線に沿って記載されており、政策課題で取り

組んだ地区の名前も記載されていました。自治体職員が取り組む今日の行政活動は、古の地図に残る地名を消さずに、後世に継承する役割を担っているのではないかと考え、その役割の重要性について認識する良い機会となりました。

5 研修に参加して

通常業務から離れ、研修に専念することができた自治大学校の研修は、所属自治体の課題や自分の職場環境について考え、研修を通して全国の研修生と交流を深めることができた大変貴重な経験となりました。自治大学校での経験を日々の業務に取り入れながら、答えのないまちづくりに、全国の研修生と邁進してまいりたいと思います。

最後に、約3か月、職場を離れ、研修に参加する事にご理解を頂いた上司、職場の仲間、自治大学校の教官、教員の皆様に感謝を伝え、「卒業生の声」とさせていただきます。

マネジメントコース研修生のつづやき

編集者注：このコンテンツは、マネジメントコース(※)の研修生が持ち回りで担当し、それぞれの所感等を述べたものです。

※ 地方自治体職員が、自治大学校で一年間を過ごす研修。研修期間中の概ね半分は自治大学校の実務に従事、半分は通常の研修(第1部課程等)を履修することによって、実践的に高度の政策形成能力及び行政管理能力の向上を図るもの。

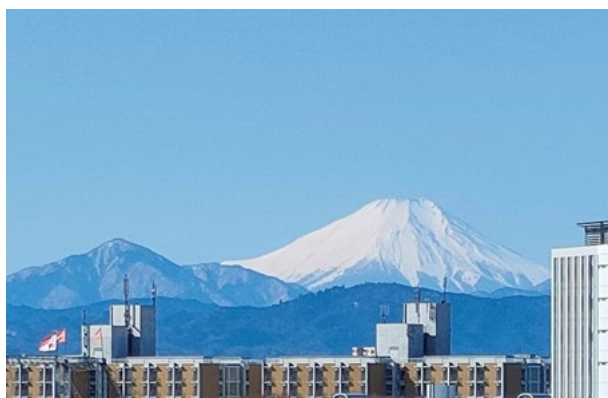
昨年4月からは研修生活、研修が終わった8月からは教務部の仕事に従事しています。教務部のなかで私が担当している課程担当という仕事は、研修の企画立案から実施、そして終了からまた次期研修計画の策定というPDCAサイクルで動いています。これまで研修業務に携わった経験はありませんでしたが、過去から蓄積された先輩職員の丁寧な仕事の引継ぎと周りの職員の皆さんのサポートもあり、2月には各地から集まった研修生を無事地元へ送り出すことができました。現在は、来年度からの研修課程の見直しを踏まえた次期研修課程の時間割編成を主に担当しています。

ただ仕事ばかりではなく、せっかく東京に住んでいるのだから、いろいろな観光地を訪れて見識を深めたり、趣味のスポーツ観戦に勤しんだりと休日はそれなりに忙しく都内を動き回りました。また、SNSなどの情報をもとに美味しそうなお店の行列にもよく並びグルメを満喫しました。寄宿舎生活では自炊ができないので(元々自炊していたわけではないが・・・)、どうしても食事は外食が多くなります。その結果、体重の成長曲線はやや危険な域に達しつつあります。こればかりは、この1年間で最も反省する点であり、地元に戻ってから健康的な食生活と適度な運動を心がける所存です。

さて、早いものでこの執筆時点で3月を迎え、こちらに来てもうすぐ1年が経とうとしています。初めて立川市に来て、多摩モノレールに乗って、そして自治大学校の建物を見てここで1年間生活するという期待と不安の感情に包まれたあの日を懐かしく思い出します。

この4月に地元に戻ると、私自身浦島太郎みたいな状態で、新しいシステムの導入や仕事そのもののやり方が大きく変わっている可能性もあり、戻ってすぐついていけるか不安もありますが、ここで培った知識や経験、そして何より同期の研修生の仲間のことを思い浮かべながら、精一杯働きたいと思います。そして、自治大学校に行く後輩がいれば、魅力や研修の素晴らしさを伝えていきたいと思います。

未筆ながら、自治大学校の関係職員の皆様には大変お世話になりました。そして家族にも改めて感謝したいと思います。ありがとうございました。(M. M)



立川から望む、雪化粧の富士山